

神戸市と明石市の生物多様性を守り育てるための連携・協力に関する協定

神戸市と明石市は、市域が隣接し複数の河川を共有するとともに、市街地の近傍に里地・里山や里海、河川など豊かな自然環境があり、生物多様性豊かな生態系が形成されてきた。これらは、私たちにとってかけがえのない場所であり、誇るべき財産となっている。

生き物は、他の多種多様な生き物と相互につながり、影響を及ぼしあって生きている。私たち人間もまた、自然の中で生かされ、自然の恵みを享受してきた。しかしながら、里地・里山や里海、河川の変化、外来の動植物の侵入及び定着、地球温暖化の影響などにより、長い年月をかけて培われてきた自然の恵みとその基盤となる生物多様性が脅かされようとしている。

生物多様性は、持続可能な開発目標（SDGs）の根幹でもあり、一度損なわれると、回復には気が遠くなるほどの年月がかかることから、その保全と育成を両市の連携でさらに進めていかなければならない。持続的に生物多様性を守り、育てることで、豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、次のとおり生物多様性を守り育てるための連携・協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、神戸市と明石市が、それぞれの有する生物多様性豊かな里山等自然環境を保全し、それらの貴重な資源を有効に活用するにあたって、互いに連携・協力した取り組みを実践することにより、生物多様性を守り、育て、豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力する。

- (1) 里地・里山・里海、河川等の保全・活用に関する事項
- (2) 里地・里山・里海、河川等における在来種の保全に関する事項
- (3) 在来の生態系に悪影響を与える外来種への対策に関する事項
- (4) 生物多様性に係る環境教育及び人材育成に関する事項
- (5) 生物多様性に関する調査研究に関する事項
- (6) 地域の環境に適合したビオトープの整備に関する事項
- (7) その他、本協定の目的の達成に向けて連携・協力が必要と認められる事項

（連携・協力の推進）

第3条 両者の連携・協力に向け、必要に応じて両者の所管部署において協議を行い、前条に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するものとする。また、具体的な実施事業については、両者の合意により定める。

（期間）

第4条 本協定の改正又は廃止は、両者が協議して行う。

(その他)

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。
また必要に応じて、別途、覚書等を締結するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

神戸市
神戸市長

明石市
明石市長